

## 市原市中小企業資金融資制度とは

中小企業のみなさまが、事業に必要な資金を円滑に調達できるように、市原市が金融機関や千葉県信用保証協会と連携して実施する融資制度です。

制度の利用をご検討される方は、まずは市原商工会議所や取扱金融機関にお気軽にお問い合わせください。

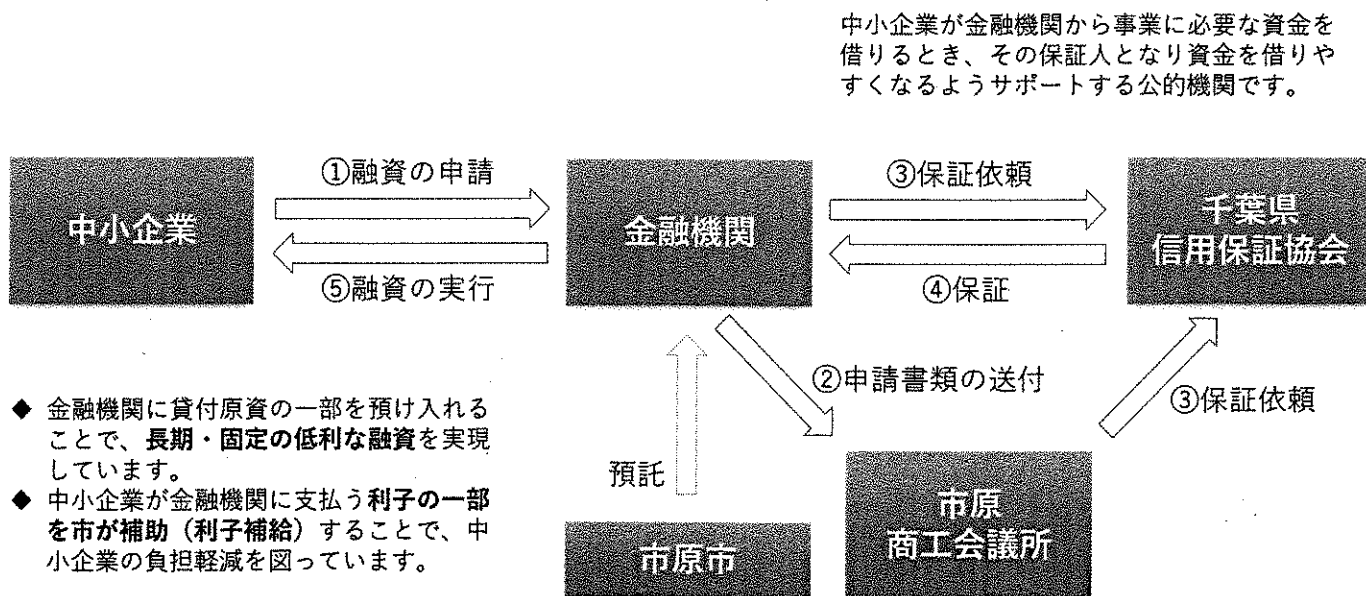


## 利用できる方(利用要件)

- ・市原市で事業を営む、またはこれから事業を営もうとする方
- ・市税を滞納していない方
- ・各資金ごとの要件を満たす方（次頁以降を参照ください）
- ・下記の資本金、または常時使用する従業員数のいずれかに該当する方

業種	要件	資本金（または出資金）	常時使用する従業員数
小売業・サービス業		5,000万円以下	小売業 50人以下 サービス業 100人以下
卸売業		10,000万円以下	100人以下
その他の業種		30,000万円以下	300人以下

## 申請から融資までの流れ



## 取扱金融機関

千葉銀行	五井 八幡 姉崎 牛久 鎌取（千葉市） 大多喜（大多喜町）
千葉興業銀行	五井 国分寺台 辰巳台
京葉銀行	五井 八幡 姉崎 国分寺台 ちはら台 蘇我（千葉市） 木更津（木更津市）

千葉信用金庫	五井 八幡 姉崎 牛久 国分寺台 青柳 誉田（千葉市）
館山信用金庫	若宮 市原
君津信用組合	五井 八幡 袖ヶ浦（袖ヶ浦市）

このほか、市原市に隣接する市町内の支店でも取扱が可能な場合があります。

## お問合せ先

### 制度利用のご相談

各取扱金融機関  
市原商工会議所(☎0436-22-4305)

### 融資のお申込み

各取扱金融機関

### 制度全般について

市原市経済部商工業振興課(☎0436-23-9870)

制度内容の確認や、提出書式のダウンロードは市原市の公式ウェブサイトをご覧ください。

市原市 融資制度

検索 🔍

